

参考事例

1. 「勧誘」要件の在り方 / 第三者による不当勧誘

1-1. 「勧誘」要件の在り方

事例1-1-1 消費者契約法検討会報告書 裁判例【93】

裁判例	平成20年1月17日 東京簡裁 平19(八)5644号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	自動車販売を業とする被告会社から、走行距離を改ざんないし交換されていた本件車両を買い受けた原告が、主位的に、改ざんないし交換の事実を告げない行為は詐欺に当たると主張して、被告会社らに対し、不法行為に基づく損害賠償を求め、予備的に、上記行為は不実告知であるなどと主張して、被告会社に対し、不当利得返還請求をした事案において、本件事実及び証拠によれば、詐欺の成立は認められないとして、主位的請求は棄却したが、本件売買契約は、被告会社の不実告知により締結されたというべきであるから、消費者契約法4条1項1号による取消が可能であり、取消の意思表示到達後から被告会社は悪意の受益者となるなどとして、原告の予備的請求を一部認容した事例

判示内容

2 不実告知の存否（予備的請求）について

(1) 上記1の(1)で認定したとおり、被告会社は、本件車両の実際の走行距離が約12万キロメートルであったにもかかわらず、ホームページでも店舗内のプライスボードでも走行距離を8万キロメートルないし8万1500キロメートルと表示し、本件売買契約締結に際してもこれを明確に訂正したとは認められないから、本件売買契約締結にあたり、原告に対し不実の告知があったというべきである。そして原告は、上記1の(1)で認定したとおり、走行距離が10万キロメートルを超えないことを重視していたことが認められるから、本件車両の走行距離が約8万キロメートルであることを信じたからこそ本件売買契約を締結したものと解される。被告会社は、本件売買契約は本件車両の走行距離が不明との前提でなされたもので、原告もこれを了解していたと主張し、契約締結を証する注文書（甲2の1、2の2）には、これに沿う記載がある。また、本件車両引渡の際原告に交付された同車両の保証書（乙1）及びその際原告が署名した納車受領書（乙2）にも、上記主張の事実をうかがわせる記載がある。しかし、本件車両の走行距離は約12万キロメートルと分かっていたのであり、不明と変更しても事実を伝えたことにはならない。また、上記注文書がプライスボード等と異なる内容になっているのであるから、その作成の際これを原告に対し明示的に説明すべきところ、●●●ないし被告●●●がその内容を説明した事実を認めるに足る証拠はなく、上記注文書によっても上記認定を覆すには足りない。さらに、上記保証書及び納車受領書は、本件売買契約締結後に交付ないし作成されたものであり、その時点で原告が本件売買契約の取消事由を知ったと言えるか否かは別として、これらをもって直ちに原告が本件売買契約締結時に本件車両の走行距離が不明であることを了解していたと認めるには足りない。

以上によれば、本件売買契約は、被告会社の不実告知により締結されたというべきであるから、消費者契約法4条1項1号による取消が可能であり、原告のこの点に関する主張は理由がある。

※詐欺取消しの主張（主意的請求）については、「原告を積極的に欺罔する意思も、原告が走行距離を誤信していることを利用し、実際の走行距離につきあえて沈黙して本件売買契約を締結させようとする消極的な欺罔の意思もなかった」として、否定している。

事例1 - 1 - 2 消費者契約法検討会報告書 裁判例【149】

裁判例 平成 14 年 10 月 30 日 京都簡裁 平 13(少コ)155 号
出典 消費者法ニュース 60 号 212 頁

判示内容
<p>原告は、被告発行のパンフレット（甲 1）を見て、仲裁手続が当事者双方と仲裁人の 3 者同席のうえなされるものと誤信し仲裁手続を申し込んだと主張する。確かに、パンフレット（甲 1）の「和解」のところには 3 者が並んだ絵が描かれているが、「仲裁期日」のところでは、3 者が同席して手続をすることを発送させるような 3 者の絵は描かれていない。「和解」のところの 3 者の絵は、和解が成立し、紛争が解決したことを比喩的に表現したものと認められ、このパンフレットが、原告の主張するように、仲裁手続の全般にわたり 3 者同席のうえで行われることを一般人に誤認させるものとは認められない。従って、被告が、仲裁センターにおける仲裁手続を利用者（消費者）に勧誘するについて、重要事項につき一般人に誤信を与えるような事実と異なることを告知したとはいえない。</p>

2 . 不利益事実の不告知 / 重要事項 / 情報提供義務

2 - 1 . 不利益事実の不告知（不実告知型）

事例2 - 1 - 1 消費者契約法検討会報告書 裁判例【113】

裁判例 平成 18 年 2 月 2 日 福岡地裁 平 17(ワ)121 号
出典 ウエストロー・ジャパン
要旨 全戸オーシャンビューとして購入したマンションが電柱及び送電線によって眺望が阻害されている場合、売主にマンションの眺望等に関する説明義務の違反があるとし、買主の売買契約の解除と損害賠償請求が認められた事例

判示内容
<p>前記争いのない事実等及び証拠（甲 6、10、乙 6、8、17 の 3 ないし 6、証人丙山、被告本人）によれば、以下の事実を認めることができる。</p> <p>(1) 本件マンションのテレビ CM では、「海のそばっていいな」という言葉が流れ、販売用パンフレットには、「全戸オーシャンビューのリビングが自慢です。」と記載され、パース（完成予想図）では、「実際とは異なる」旨の注意書きがあったものの、海側には電柱その他のなんらの障害物も記載されておらず、海が近いこと、海が見えることが本件マンションのセールスポイントの一つであっ</p>

判示内容

た。

(2) 被告は、平成 15 年 7 月ころ、結婚を控えて新居を探していたところ、夫婦の各職場の中間地点であったことや海が見えるということが気に入って、2 回本件マンションのモデルルーム（本件マンションの敷地とは別の所にあった。）を訪れ、3 回目に訪れた同年 8 月 3 日、応対した丙山三郎（以下「丙山」という。）に対し、同一規格の 301 号室（3 階、2640 万円）と 501 号室（5 階、2760 万円）について、ベランダからの眺望に違いがあるか尋ねたところ、丙山は眺望に違いはないと答えたことなどから、301 号室について本件売買契約を締結した。・・・(中略)・・・被告は、モデルルームを訪れるときに敷地の西側道路を車で通ったが、道路端の本件電柱の存在に気を止めたことはなかった。丙山も、301 号室と本件電柱の位置関係については認識していなかった。被告は、同日、宅地建物取引主任者丁川四郎から重要事項説明を受けたが、本件電柱の存在については何も説明はなかった。

・・・(中略)・・・

2 原告の債務不履行責任について

・・・(中略)・・・

建築前にマンションを販売する場合においては、購入希望者は現物を見るができないのであるから、売主は、購入希望者に対し、販売物件に関する重要な事項について可能な限り正確な情報を提供して説明する義務があり、とりわけ、居室からの眺望をセールスポイントとしているマンションにおいては、眺望に関係する情報は重要な事項ということが出来るから、可能な限り正確な情報を提供して説明する義務があるというべきである。そして、この説明義務が履行されなかった場合に、説明義務が履行されていれば買主において契約を締結しなかったであろうと認められるときには、買主は売主の説明義務違反（債務不履行）を理由に当該売買契約を解除することができると解すべきである。

これを本件についてみると、原告は、本件マンションの販売の際、海側の眺望をセールスポイントとして販売活動をしており、被告もこの点が気に入って 5 階と眺望の差異がないことを確認して 301 号室の購入を検討していたのであるから、原告は、被告に対し、眺望に関し、可能な限り正確な情報を提供して説明すべき義務があったというべきである。そして、上記認定の事実（前記争いのない事実等(5)）によれば、301 号室にとって、本件電柱及び送電線による眺望の阻害は小さくないのであるから、原告は、本件電柱及び送電線が 301 号室の眺望に影響を与えることを具体的に説明すべき義務があったというべきであり、原告がこの説明義務を怠ったのは売主の債務不履行に当たるといえるべきである。

そして、本件電柱及び送電線による眺望阻害の程度、被告は眺望を重視し、301 号室と 501 号室のいずれかにするか決定する際、丙山から眺望には変わりがないとの説明を受けたので 301 号室に決めたものであることなどからすると、原告が上記説明義務を履行していれば、被告は 501 号室を購入して 301 号室を購入しなかったことが認められるから、被告は本件売買契約を解除することができるというべきである。

・・・(中略)・・・

5 消費者契約法による取消しについて

消費者契約法 4 条 1 項 1 号は、事業者が、重要事項について「事実と異なること」を告げたことにより、消費者が当該告げられた内容が事実であると誤認して契約の申込みをしたときは、これを取り消すことができると規定している。ここにいう「事実と異なること」とは、主観的な評価を含

判示内容
<p>まなない客観的な事実と異なることをいうと解すべきところ、301号室と501号室の眺望が同一かどうかということは、主観的な評価を含むものであるから、これは上記「事実」に該当しないと言うべきである。</p> <p>また、同条2項は、事業者が、重要事項について、不利益事実を故意に告げなかったことにより、消費者が当該事実が存在しないと誤認して契約の申込みをしたときは、これを取り消すことができると規定している。ここでは「故意」が要求されているところ、本件においては、上記認定のとおり、丙山は本件電柱の存在を知らなかったのであるから、その事実を「故意に」告げなかったということとはできない。</p> <p>よって、被告が主張する消費者契約法による取消しの主張は理由がない。</p>

事例2 - 1 - 2 消費者契約法検討会報告書 裁判例【104】

<p>裁判例 出典 要旨</p>	<p>平成18年12月28日 神戸地裁姫路支部 平17(ワ)633号・平17(ワ)899号 ウエストロー・ジャパン</p> <p>太陽光発電システム及びこれに付随するオール電化光熱機器類の売買及び工事契約を締結した業者である原告が、買主である被告に対し、工事代金等の支払を求めたところ（本訴請求）、被告が、本件契約は消費者契約法に抵触する勧誘によるものであり、被告は取消しの意思表示をしたと主張して、原告の本訴請求を争うとともに、取消しに基づく原状回復として、被告の居宅に設置した機器類等の撤去工事をしよう求めるなどした（反訴）事案において、原告従業員による本件契約についての説明内容と本件システムの性能からすれば、本件説明は不実の告知及び重要事実の不告知に当たると解され、本件契約は消費者契約法4条1項、同2項、特定商取引に関する法律9条の2の取消事由により無効であるから、原告は、本件工事代金を請求できず、かつ、被告に対する原状回復義務を履行すべきであるとして、被告の反訴請求のみ認容した事例</p>
--------------------------	--

判示内容
<p>1 証拠（甲1ないし11、乙5ないし25、証人●●●）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実を認めることができる。</p> <p>・・・（中略）・・・</p> <p>(2) 同月25日、●●●が被告宅を訪問し、被告及び●●●（以下「被告ら」という。）に対し、本件契約の勧誘を行った。</p> <p>ア ●●●は、エコキュート・IHクッキングヒーター・食洗機及びIHクッキングヒーター用の鍋等の希望小売価格等の記載のあるメーカーのパフレットを交付し、現在特別にこれらのオール電化機器類をサービスで提供できる旨説明したうえ、予め被告らが用意していた被告方の光熱費の平均月額2万3500円という数値をもとに、上記オール電化機器類を設置した場合、ガス代がかからず、また電気代も節約でき、これらにより月1万3200円光熱費が減少すること、食洗機を設置することによって月3000円の水道代の節約が見込まれること等を説明した。</p> <p>イ さらに、●●●は、同日中に本件契約を締結すれば国からの14万0400円の補助が受けられ</p>

判示内容

ること、A社製の本件システムは、外のメーカーより割高であるが、それは発電効率が良いことや架台がしっかりして屋根が傷む心配が少ないことなどによるものであること、特別に20年保証を付けられること等の説明をした。なお、本件システムの希望小売価格等の記載されたパンフレットは交付されず、また保証料が別途代金に含まれる旨の説明もなかった。

ウ また、●●●は、被告方に最適な太陽光発電システムを設置すると、1か月481KW相当、売電額にして1万2200円相当の発電が見込まれる旨説明した。

エ ●●●は、上記ア及びウを総合して、本件契約を締結すれば、月額にして、光熱費の節約分1万3200円、水道代の節約分3000円、売電代金1万2200円の合計2万8400円得になる旨説明し、本件契約にかかるクレジット代金月額3万1762円と従前の光熱費月額2万3500円を比較すると8000円程度負担が増えるけれども、クレジット期間15年で代金の支払いを完了した後、本件システムの寿命を30年と考えれば、長期的にやはり本件契約によるのが得である旨説明した。

・・・(中略)・・・

3 以上の認定事実を前提に、本件契約にかかる勧誘において不実告知又は事実不告知が存したか否かについて判断する。

・・・(中略)・・・

イ そして、そのような関心を有する被告らに対する●●●の勧誘文言は、上記認定のとおりであるから、このような説明を受けた被告らとしては、本件工事代金がA社製の太陽光発電システムとして標準的な価格であることを前提に、本件オール電化機器類が無償でサービスされることそれ自体に経済的なメリットがあること及び本件システムと本件オール電化機器類の設置による光熱費・水道代等の節約がクレジット代金の支払いを考慮してもなお経済的にメリットがあること等の事実を本件契約の重要な事実として考慮して本件契約に至ったというべきであり、これらの点について誤認があり、かつそれが●●●の勧誘文言上重要事実[ママ]を告げなかったによるものであることは明らかであるというべきである。

ウ 加えて、本件システムにかかる発電能力についても、前記認定の説示の点からすると、●●●は不実の告知をしたといわざるを得ず、当該不実は、本件システムを導入することによる経済的メリットに直接関わる事実であることは明らかである。

エ この点、仮に本件工事代金が本件システムを取り扱う他の事業者の標準的な価格と本件オール電化機器類の標準的な設置価格との合計価格と大差なく標準的な価格帯に収まっているものであり、又は太陽光発電システム単独で見ても一般に行われている取引価格の枠内に収まっていたとしても、上記説示のとおり、被告らは、本件システムと本件オール電化機器類の総合的な価格を考慮して本件契約締結に至ったものではなく、●●●の勧誘文言から、本件システムがA社製の太陽光発電システムとして標準的な価格であることを当然の前提であると認識したうえで、本件オール電化機器類が無償でサービスされることそれ自体に経済的なメリットがあると判断して本件契約に至ったというべきであるから、上記のような点をもってしても、被告らが重要事実について誤認していなかったものと解することはできない。

4 以上によれば、本件契約には消費者契約法4条1項、同2項、特定商取引に関する法律9条の2に各所定の取消事由があるというべきである。

事例2 - 1 - 3 消費者契約法検討会報告書 裁判例【55】

裁判例 平成 22 年 2 月 25 日 東京地裁 平 20 (ワ) 9322 号
出典 ウエストロー・ジャパン
要旨 液化石油ガス (LP ガス) の販売等を業とする原告が、被告らに対し、LP ガス供給契約の終了に基づき、被告らにLP ガス供給設備の買取義務が生じたと主張して、代金の支払等を求めた事案につき、バルク設置契約の終了時に消費者にバルク設備の買取義務が発生すること及びその金額は、消費者の契約を締結するかの判断に通常影響を及ぼす取引条件であるから、バルク設置契約の重要事項に当たると解されるところ、被告らは、バルク設置契約に定められた買取義務が存在しないものとして契約を締結したことが認められるから、被告らがした意思表示には要素の錯誤があり無効であるとして、原告の請求が棄却された事例

判示内容

(2) 本件バルク設置契約の終了時に消費者にバルク設備の買取義務が発生すること及びその金額は、消費者の契約を締結するかの判断に通常影響を及ぼす取引条件であるから、本件バルク設置契約の重要事項 (消費者契約法 4 条 4 項 2 号) に当たると解するのが相当である。前記認定によれば、C をはじめとする原告の従業員は、本件バルク設置契約の締結を勧誘するに際し、被告らに対し、バルク設備の設置に関して、工事その他の費用がかからないことを説明したことが認められるところ、これによれば、原告の従業員は、勧誘に際して、バルク設備の所有権が原告にあることを説明したと認められる。そして、これら本件バルク設置契約の対価や目的物の所有関係は、前記取引条件に関連した事項に当たり、被告らは、バルク設備の設置に関して費用がかからない等の事実を告げられたことにより、契約上買取義務が明記されているという事実が存在しないと通常考えると解するのが相当である。そうすると、原告の従業員は、上記事項について被告らに有利となる事実を告げる一方で、被告らに不利益となる買取義務等を故意に告げていないのであるから、原告の従業員が本件バルク設置契約の勧誘に際して、被告らに買取義務を告知しなかったことは、消費者契約法 4 条 2 項の不利益事実の不告知に該当し、かかる不告知により被告らは、買取義務がないと誤認して本件バルク設置契約を締結したと認めるのが相当である。

事例2 - 1 - 4 消費者契約法検討会報告書 裁判例【81】

裁判例 平成 20 年 10 月 15 日 東京地裁 平 19 (ワ) 34594 号
出典 ウエストロー・ジャパン
要旨 被告らから別荘地を買い受けた原告らが、被告らが各売買契約の際に本件各土地の隣接地域に産業廃棄物の最終処分場等の建設計画があることを原告らに説明しなかったことは消費者契約法所定の不利益事実の不告知に該当し、また上記契約は動機の錯誤により無効であり、さらに上記不告知は不法行為に該当すると主張して、不当利得に基づく売買代金の返還、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案において、本件各土地周辺の自然環境は消費者契約法 4 条 2 項にいう重要事項に当たるところ、被告らが上記建設計画を告げなかったことは同項所定の不利益事実の不告知に当たるか

ら売買契約を取り消すことができ、かつ上記不告知は不法行為を構成するとして、原告らの請求が認められた事例

判示内容
<p>(1) 前記前提事実1及び2によると、<u>本件各土地は別荘地として売買されたというのであって、このことにかんがみれば、本件各土地周辺の自然環境がいかなるものであるかは、原告らのみならず、一般平均的な消費者にとっても、それを購入するか否かについての判断に影響を及ぼす事項である</u>ということが出来るから、<u>本件各土地周辺の自然環境は、消費者契約法（以下「法」という。）4条2項にいう重要事項に当たる</u>というべきである。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>また、前記前提事実3によると、<u>Bは、本件各売買契約の締結を勧誘する際、原告らに対し、本件各土地は、緑が豊かで、空気のきれいな、大変静かな環境が抜群の別荘地であるなどと説明した</u>というのであるから、被告らは、<u>消費者契約たる本件各売買契約の締結について勧誘するに当たり、消費者である原告らに対し、上記の重要事項に関して原告らの利益となる旨を告げたものと認められる</u>。そして、<u>Bから上記の説明を受けたならば、原告らのみならず、一般平均的な消費者においても、緑が豊かで、空気のきれいな、大変静かであるという、本件各土地周辺の自然環境を阻害するような要因は存在しないであろうと通常認識するであろうと考えられる</u>。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>しかるところ、<u>本件各計画のいずれかが実現して、それらの計画に係る産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設が実際に建設されることになれば、それが本件各土地周辺の自然環境を阻害するような要因となりうることはたやすく否定することができない</u>から、被告らが原告らに対して本件各計画の存を告げなかったことは、<u>法4条2項所定の不利益事実の不告知に該当するものと認めるのが相当である</u>。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>(3) さらに、証拠〈証人C〉によると、被告らは栃木県那須塩原市近辺の物件を取り扱うことが多く、その関係者の大多数は、<u>本件各売買契約締結当時、本件各計画の存在を知っていたものと認められるから、被告らは、原告らに対し、故意に本件各計画の存在を告げなかったものと推認するのが相当である</u>。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>(1) 前記1判示のとおり、原告らは、<u>法4条2項に基づき、本件各売買契約を取り消すことができるから、被告らは、原告らに対し、本件各売買契約に基づいて原告らから交付を受けた金員を不当利得として返還しなければならぬ</u>。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>(2) また、前記2判示のとおり、被告らは、<u>不法行為による損害賠償責任に基づき、原告らに対し、相当な弁護士費用を賠償しなければならぬ</u>。</p>

2 - 2 .「重要事項」

事例2 - 2 - 1 消費者契約法検討会報告書 裁判例【59】

裁判例 平成 21 年 12 月 22 日 名古屋地裁 平 20(ワ)6505 号
出典 TKC ローライブラリー
要旨 土地測量会社従業員が、山林の所有者に対して電話をかけ、「あなたの土地のすぐ近くまで道路が来ています。あなたの土地にも影響が出ますよ。家も建ちはじめています。」と述べたり、所有者が山林の売れ行きについて尋ねたところ「ぼちぼちあります」と発言した場合に、右発言の趣旨は本件山林にも売却可能性があるということであり、この売却可能性は、消費者契約法 4 条 1 項 1 号、4 項 1 号の「用途その他の内容」についての「重要事項」にあたること、その内容は事実と異なるといえるから、山林所有者がした測量契約及び広告掲載契約は消費者契約法 4 条 1 項 1 号により取り消すことができる。

判示内容

(3) 原告は本件測量契約に 77 万 7000 円もの金銭を支払っており、被告側から本件土地 1 及び本件土地 2 について売却の可能性があることを告げられないのに、このような多額の金銭を支払うことは考えにくい。また、補助参加人の発言についての原告の供述は具体的で特に不自然な点はない。よって、補助参加人は原告に対し、「あなたの土地のすぐ近くまで道路ができています。あなたの土地にも影響が出ますよ。家も建ち始めています。」、「ぼちぼちです。」といった発言をしたと認められる。

補助参加人のこうした発言の趣旨は、本件土地 1 及び本件土地 2 の周辺で開発、住宅建設などがされ、本件土地 1 及び本件土地 2 にも売却可能性があるということといえるが、本件土地 1 及び本件土地 2 自体は市街化調整区域内にあり、景観計画区域に指定され、砂防法の適用があり、証拠によれば、これに加え国定公園内に所在し給排水設備が整備されていないから市場流通性は期待できないことが認められ、売却は困難であるといえるし、本件土地 1 及び本件土地 2 周辺で住宅建設や山林の取引事例があるという点も、仮に真実であれば不動産仲介をも業とする被告は容易にその事例を示せるはずなのに示していないことからみて、事実と異なるといえる。そして、補助参加人はそもそも本件土地 1 及び本件土地 2 周辺の事情は知らないといふ供述しているが、一般的に山林の売却が困難なのは公知であるから、知らないということは自身の発言が事実と異なることを認識していたのと変わるところはないといえる。原告が、補助参加人のこうした発言で本件土地 1 及び本件土地 2 に売却可能性があり売却のために必要であると信じたために、本件測量契約及び本件広告掲載契約を締結したのは明らかであり、本件土地 1 及び本件土地 2 の売却可能性は、消費者契約法 4 条 1 項 1 号、4 項 1 号の「用途その他の内容」についての「重要事項」に当たる。

事例2 - 2 - 2 消費者契約法検討会報告書 裁判例【122】

裁判例 平成 17 年 3 月 10 日 東京地裁 平 15(ワ)18148 号
出典 ウエストロー・ジャパン
要旨 床下換気扇等の取付を業とする被告会社の従業員の勧誘により床下換気扇、防湿剤等を購入する契約を締結し、また、被告クレジット会社との間でクレジット契約を締結した原告が、上記購入契約がいわゆる「点検商法」によるもので、特定商取引法に基づく解除等により契約が解消されたとして、被告換気扇取付会社に対しては床下の防湿剤の撤去を、被告クレジット会社に対しては立替金債務の存在しないことの確認をそれぞれ求めた事案につき、本件売買契約においては、建物への換気扇等の設置の必要性及び相当性に関する重要事項について販売担当者から原告に告げられた内容が事実と異なるなどとして、消費者契約法に基づく契約の取消が認められた事例

判示内容

- (1) 本件売買契約において、消費者契約法 4 条 1 項 1 号にいう重要事項は、本件商品自体の品質や性能、対価等のほか、本件建物への本件商品の設置の必要性、相当性等が含まれるものと解すべきであるが、これらの重要事項について、被告 a の販売担当者が事実と異なることを告げ、原告が告げられた事項が事実であると誤認して、本件売買契約の申込み又は承諾の意思表示をしたか否かについて、前記認定事実に基づいて検討する。
・・・(中略)・・・
- (2) 前記認定事実によれば、D は、平成 14 年 6 月 29 日及び 30 日、本件売買契約締結に際して、原告に対し、本件商品のパンフレットを示すなどして、本件商品自体の品質、性能、対価等について説明したことが認められ、原告にこれらの事項に関する誤認があったとは認めすることはできない。
- (3) ところで、前記認定事実によれば、被告 a の販売担当者であった E は、同年 6 月 29 日、原告方を訪問した際、原告に対し、「下水の点検に来た。」「市でやらないから業者でやる。」等と言って、市と何らかの提携関係のある業者が訪問したと誤信させる物言いをして、下水管の点検作業とパイプクリーニングを行った。そのため、原告は、被告ユナイトが市と何らかの関係のある業者であると考え、その販売担当者に信頼感を抱いた。さらに、その後、D が自ら申し出てわざわざ床下点検を行って、「床下がかなり湿っている。このままでは家が危ない。」と説明したことから、原告は、D の態度や説明を好意的に受け止め、このまま放置しておくと床下の湿気によって本件建物が倒壊してしまうのではないかと考えるに至り、D の勧めに従って、本件換気扇等を購入したものと認められる。
- (4) しかし、前記のとおり、D は、床下点検をした際、何ら科学的な方法で水分の測定をしたわけではなく、また、床下の状況を原告と一緒に確認したり、床下の状況を写真やビデオで撮影すること等もしていないため、原告には、床下の状況を客観的に確認する手がかりは何ら示されていない。
・・・(中略)・・・
- (8) このようなことからすると、本件売買契約において、被告ユナイトの販売担当者は、原告に対し、本件建物への本件商品設置の必要性及び相当性に関する重要事項について、事実と異なる

判示内容

ることを告げ、原告は、被告ユナイトの販売担当者から告げられた内容が事実であると誤信して、本件売買契約の承諾をしたものと認められる。

事例2 - 2 - 3 消費者契約法検討会報告書 裁判例【134】

裁判例 平成 16 年 6 月 25 日 神戸簡裁 平 16(八)335 号
出典 ウエストロー・ジャパン
要旨 原告（賃貸人）が、被告（賃借人）に対し、訴外取扱店を介して締結した通信機器のリース契約に基づき、残リース料の支払を求めたのに対し、被告が、本件リース契約は、消費者契約法 4 条 1 項 1 号により取り消す等と主張した事案において、不実告知をした従業員の所属する取扱店は、本件リース契約の当事者ではないから、消費者契約法にいう「事業者」ではないが、取扱店は、リース契約の締結に至る手続の重要な部分を、前もって原告から任されているものであって、取扱店の消費者に対する不実告知は、事業者である原告による不実告知と評価すべきであるとして、消費者契約法 4 条 1 項による本件契約の申込みの意思表示の取消しを認め、原告の請求を棄却した事例

判示内容

1 乙第 3 号証、第 5 号証及び争点に対する被告の主張について原告が具体的な反論をしないなどの弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

訴外●●●の通信事業部の従業員●●●は、平成 14 年 3 月 18 日、被告に対し、まず名刺を差し出したが、その名刺の裏面には最上部に中太字で、「電話をさらに便利にする NTT 西日本の電話サービス」と纏め書きがされており、さらに、本件リース物件を被告に勧めるに当たって、被告に対し、「NTT の回線がアナログからデジタルに変わります。今までの電話が使えなくなります。この機械を取り付けるとこれまでの電話を使うことができ、しかも電話代が安くなります。」と告げて、本件リース物件を勧めた。しかし、この告知の内容は虚偽である。そして被告は、従業員●●●の告げるところを事実であると誤認して、原告に対し、本件リース契約の申込みをしたものである。

2 事業者が消費者契約の締結について勧誘するに際し、重要事項について事実と異なることを告げ、消費者が事実であると誤認して、契約をした場合には、当該契約の申込みまたは承諾の意思表示を取り消すことができる（消費者契約法 4 条 1 項 1 号）。

・・・(中略)・・・

このような原告と取扱店との関係に基づけば、取扱店の消費者に対する不実告知は、これによる原告の責任を解除するのが相当であるような特段の事情のない限り、事業者である原告による不実告知と評価すべきであるところ、本件においては、右のような特段の事情を認めうる証拠はないから、訴外●●●の被告に対する前記不実告知の事実をもって、被告は、消費者契約法 4 条 1 項により本件リース契約の申込みの意思表示を取り消すことができる。

事例2 - 2 - 4 (消費者契約法施行前の事案)

裁判例	平成 13 年 10 月 18 日 福岡地裁 平 12(ワ)4407 号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	原告が、被告に対し、立替払契約に基づき、立替金及び手数料の残額等の支払を求めたのに対し、被告が、立替払契約の対象となった、かつらの売買契約が錯誤により無効であるから、原告に対して支払を停止できると主張して争った事案において、被告は、頭頂部の円形脱毛部分の毛根組織が死んでいなかったにもかかわらず、訴外会社の従業員の説明を受けて毛根組織が死んでおり、その部分からの自然発毛はないものと誤信して、訴外会社と本件売買契約を締結したもので、本件売買契約には動機の錯誤があり、訴外会社も被告がそのような錯誤に陥っていることを認識していたはずであるから、本件売買契約は錯誤により無効であるとして、原告の請求を棄却した事例

判示内容
<p>前記認定事実によれば、原告は、最初の X 天神店を訪れた際、未だ 25 歳であり、しかも円形脱毛に気づいてから僅か 20 日くらいしか経っていないのであるから、X の従業員から頭髮診断の結果として発毛しないかも知れないという可能性を説明されたに過ぎなければ、発毛するためにはどのようなケアをすればよいかというアドバイスを求め、しばらく発毛してくるかどうか様子を見るはずであるのに、前記のとおり、原告は、頭髮診断を受けたその日に増毛コースである代金 24 万円もの●●●の契約を締結しているうえ、その後も育毛コースである Y 育毛コース、増毛コースである Z、かつらであるインテグレーションと次々に契約を締結し、その総額は 200 万円近くにまでもなっていることからすると、前記 A 及び B の供述は信用しがたく、<u>X 天神店の従業員から「毛根の組織が死んでいるので今後は広がる一方で、自分の毛が生えるということは望めない。」との説明を受けたことから、頭頂部の円形脱毛部分の毛根組織が死んでおり、その部分からの自然発毛はないものと誤信した旨の被告の供述は信用できる。</u></p> <p>そうすると、被告は、頭頂部の円形脱毛部分の毛根組織が死んでいなかったにもかかわらず、毛根組織が死んでおり、その部分からの自然発毛はないものと誤信して、本件売買契約を締結したことになるから、本件売買契約には動機の錯誤があるというべきであり、また、X の従業員が前記のとおり「毛根の組織が死んでいるので今後は広がる一方で、自分の毛が生えるということは望めない。」との説明をしているのであるから、X も被告がそのような錯誤に陥っていることを認識していたはずである。</p>

事例2 - 2 - 5 国民生活センターウェブサイト¹

ガソリンスタンドで「このままでは危険」とタイヤの交換を迫られた

ガソリンスタンドで給油したところ「溝がすり減ってこのまま走ると危ない、タイヤ交換が必要」と、その場で交換を勧められた。不安になって、勧められるままに交換してしまったが、本

¹ http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2013_57.html

当にその必要があったのかどうか不明だ。

事例2 - 2 - 6 消費者契約法検討会報告書 裁判例【136】

裁判例 平成 16 年 4 月 22 日 大阪高裁 平 15(ネ)2237 号
出典 消費者法ニュース 60 号 156 頁 (抜粋)
要旨 宝飾品は主観的かつ相対的な価値判断によって価格設定がされるため、同種商品
を他の事業者がいかなる価格で販売しているかにつき、ことさら誤認させること
に関連し、小売価格が消費者契約法四条一項一号の不実の告知の対象に該当する
として、原判決を覆し契約取消しを認めた事例

判示内容
<p>イ、本件リングは、青シールが付けられるとともに、四一万四〇〇〇円と表示された値札を付けて陳列されていた。他の商品にも同様の値札が付けられていたが、Aは「一般市場価格」との趣旨でこの値札を付けており、これに表示された価格での販売はしていなかった。</p> <p>ウ、B [引用者注：Aの販売担当者] は、本件リングを他店で購入すれば一点で上記値札表示程度の価格になると認識しており、控訴人に対してもその旨を説明した。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>(3) 商品をいかなる価格で販売するかは基本的に売主の自由であり、売主の主観的評価に基づく値付けをすること自体は何ら妨げられない。</p> <p>しかし、事業者が、他の事業者が同種商品をいかなる価格で販売しているかについて、消費者にことさら誤認させるような行為をすることは、消費者の合理的な意思形成を妨げるものであって相当でない。ことに、<u>本件リングのような宝飾品については、一般に使用価値に基づく客観的な価格設定は想定しがたく、主観的かつ相対的な価値判断によって価格設定がされるものと解されるから、買主にとっての価値も、それが一般にどのような価格で販売されているかという事実に依拠し、その購買意思の形成は、これと密接に関連するものと解される。</u>したがって、本件リングについては、その一般的な小売価格は、消費者契約法四条四項一号に掲げる事項（物品の質ないしその他の内容）に当たり、かつ、消費者が当該契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものであるから、同法同条一項一号の重要事項というべきである。</p> <p>本件では、Aにおいて、控訴人に対し、重要事項である本件リングの一般的な小売価格（一般市場価格）について、四一万四〇〇〇円程度である旨、事実と異なることを告げ、控訴人がそれが事実であると誤認し、それによって上記契約の申込みをしたと認められるから、控訴人は、消費者契約法四条一項に基づき、Aに対し上記売買契約を取り消すことができる。</p>

事例2 - 2 - 7 裁判例

裁判例	平成 15 年 10 月 29 日 千葉地裁 平 15(レ)38 号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	貸金業者である控訴人が、D に対する貸付を連帯保証した被控訴人に対し、本件連帯保証契約に基づき、貸付金残元金等の支払を求めた事案において、被控訴人は個人として本件連帯保証契約を締結しているから、本件連帯保証契約は消費者契約に該当し、控訴人従業員は、消費者契約法 4 条 1 項 1 号に定める重要事項について、被控訴人が誤信していることを知りながらあえて沈黙することにより、事実と異なることを告げたというべきであるから、本件連帯保証契約申込みの意思表示の取消が認められ、かつ、本件連帯保証契約についての被控訴人の申込みないし承諾の意思表示は、詐欺による意思表示として取り消すことができ、また、要素の錯誤により無効であるというべきであるから、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であるとして、控訴を棄却した事例

判示内容
<p>エ a 社は、なお事業資金が足りなかつたので、C において、F に対し、控訴人からさらに融資を受けることができないか否かを相談したところ、保証人をつければ融資可能である旨の回答を得たので、控訴人から D 名義で融資を受けることとし、その旨 D に依頼した。D は、a 社の依頼を了承し、被控訴人であれば連帯保証人になれると考え、真実は、サラ金等からの約 1500 万円の借入債務があり返済能力がないこと、及び本件貸付における実質の借主が a 社又は C であつて、D ではないことを秘し、被控訴人に対し、自分が a 社の事業に個人として出資するための資金を控訴人から借り入れるので連帯保証人となってくれるよう依頼し、その旨信用した被控訴人から、連帯保証人になることについての承諾を得た（乙 6、8、9、原審相被告 D、被控訴人）。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>(イ) <u>本件連帯保証契約における主債務者及びその支払能力、融資金の使用目的及び弁済金の支払方法は、消費者契約法 4 条 1 項 1 号に定める重要な事項に当たるといふべきである。</u></p> <p>上記(1)の事実によれば、F は、D が、被控訴人に対し、<u>本件貸付における実質的借主が D ではなく a 社又は C であること、本件貸付金が a 社の事業資金に充てられること及び D がいわゆる信用情報のブラックリストに載つていて支払能力が全くないことを秘し、a 社の事業に投資するために借入を行う旨の虚偽の説明をしているのを知りながら、本件連帯保証契約締結の際、これらの事実をあえて被控訴人に告げなかつたこと、そのため、被控訴人は、主債務者が形式的にも実質的にも D であり、その支払能力には問題がなく、また、融資金が D の投資資金に充てられると誤信し、本件連帯保証契約を締結したことが認められる。</u></p> <p>そうすると、F は、本件連帯保証契約締結の際、主債務者及びその支払能力等の消費者契約法 4 条 1 項 1 号に定める重要事項について、被控訴人が誤信していることを知りながらあえて沈黙することにより、事実と異なることを告げたというべきである。</p>

2 - 3 . 情報提供義務 / 不利益事実の不告知 (不告知型)

事例2 - 3 - 1 消費者契約法検討会報告書 裁判例【40】

裁判例 平成 23 年 3 月 4 日 大阪地裁 平 20(ワ)15684 号
出典 判時 2114 号 87 頁
要旨 被告との間で梵鐘製作を目的とする請負契約を締結し、代金の一部を支払った契約当時 91 歳の高齢者である原告が、当該契約の効力を争って不当利得の返還等を求めた事案において、本件では、本件請負契約締結前に原告が支払った 2 億円の名目につき、本件請負契約書中で初めて単なる契約金ないし前金ではなく中途解約時の解約金ないし違約金であることが明らかにされているところ、被告の担当者がこれを告げた事実は認められないから、同担当者は、原告から前払いされた金員が契約解除の場合にはそのまま違約金になるにもかかわらず、そのことを故意に告げなかったことにより原告を誤信させ、本件請負契約の締結に至らせたとして、本件請負契約につき消費者契約法 4 条 2 項の重要事実に係る不利益事実の不告知があると認め、同契約を取り消して原告の請求をほぼ認めた事例

判示内容
<p>二 消費者契約法四条の取消事由の存否 (争点(1)ウ) について</p> <p>(1) 本件請負契約は、消費者契約法二条の定める消費者契約に当たる。</p> <p>同法は、その四条二項において、消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実 (当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。) を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができると規定しているところ、その趣旨は、事業者が消費者に対し契約の締結を勧誘するに当たり、事業者から消費者に対し、当該消費者において契約を締結するという意思決定をするうえで必要な情報の提供が適切にされないまま契約が締結されるなど、消費者が事業者の不適切な勧誘行為に影響されて自らの欲求の実現に適合しない契約を締結した場合には、民法上の詐欺が成立しないときであっても、消費者が当該契約に拘束されることは衡平を欠くことから、消費者に当該契約の効力を否定する手段を与えたものである。</p> <p>(2) 本件請負契約については、平成一九年二月二八日の時点で、Cを介して原告と被告との間で基本的な部分が約定され、同年三月一日は原告から被告に対し請負代金の一部として二億円が支払われている。</p> <p>しかしながら、製作される梵鐘は、外口径一一尺〇寸 (約三三三三 mm) という巨大なものであること、寺院等でない一個人である原告が注文者であること、約定の期間の後には梵鐘が完成されるにもかかわらず、この時点で、完成した梵鐘を奉納し、設置する場所が未確定であるというのは、寺院等でない一個人が注文者となる契約であることも考えると極めて異例なことといわざるを得ない。そして、請負人である被告の側においても、そのような例は経験がなく、梵鐘の奉納場所が予め確保される前にこれを製作するのは無理なことであるとの認識が従前からあった</p>

判示内容

ことに鑑みると、本件請負契約において、完成した梵鐘を奉納し、設置する場所に係る約定は、仕事の内容、請負代金、製作期間等と同様に、契約内容のうち重要な部分をなすものというべきである。そうすると、原告と被告との間の本件請負契約は、本件契約書が作成された時点である同月一六日において締結され、成立したものと認定するのが相当である。

そして、前記認定事実のとおり、同年三月一日に原告から被告に対し支払われた二億円について、本件契約書（五条）では、中途解約時の解約金ないし違約金であることが初めて明確にされており、その名目が単なる契約金ないし前金とは異なるものに変更されているにもかかわらず、Cが原告にそのことを告げたとの事実は認められない。

Cは、このようにして、原告から前払いされた二億円が契約解除の場合にはそのまま違約金になるにもかかわらず、そのことを故意に告げなかったことにより、原告にそのことを誤信させ、本件請負契約書に署名押印をさせ、本件請負契約の締結に至らせたものであるから、本件請負契約については消費者契約法四条二項の取消事由（重要事項に係る不利益事実の不告知）があるものというべきである。